

金制度の間接的な恩恵を受けているということを留意しなくてはならない。

そして、その間接的な恩恵の程度は、少子化が進むにつれ、大きくなっているであろうことにも留意しなくてはならない。

未加入者・未納者は保険料負担能力がある

○ 未加入者や未納者は、所得が低く保険料を支払うことのできない者ではない。

低所得故に保険料を支払うことのできない人々については、保険料の免除制度が準備されており、それにあたらぬ未加入者や未納者は、保険料を支払う所得があるにもかかわらず、保険料を納付しない人々である。現に、現在の未加入者や未納者の実態をみても、所得面で納付者とそれほど大きな差はなく、また、未納者の半分以上は生命保険や個人年金に加入し、相当額の保険料を支払っている。

老後生活への意識や公的年金への理解の差

○ 一方、未納者は納付者に比べて公的年金をあてにする者が少なく、老後について特に考えていないとするものが多いなど、老後の生活設計について、納付者と未納者とでは大きな差がみられる。また、年齢が高まるにつれて、未納割合は減少することから、納付者となるか、未納者となるかは、老後の生活に対する意識や公的年金に対する理解の差であると考えられる。

年金受給者は年金制度を高く評価

○ 実際問題としても、かつて頑張って義務を果たして保険料を納めた方々は、現に老後に年金を受給し、年金制度を高く評価している。

現在基礎年金は、満額の場合、夫婦で考えると約 13 万 4 千円となっている。これに相当する収入を利子で得ようと考えたと、約 1 億 2,400 万円の国債を保有しなければならない（10 年国債の利率 1.29% で計算）し、パート労働で得ようと考えたと、月に約 150 時間働かなければならない（パートの平均時給約 900 円として計算）。

このような給付が終身にわたって保障されることの意味を、今一度考えてみる必要がある。

今後の取り組み

- これらのことから、今後、公的年金の考え方の広報・普及を強化するとともに、徹底した保険料収納対策に努め、未加入者・未納者を減らしていく努力を重ねてまいりたい。

(参考) 受給者の声

- 私たちが年金を貰えるのも若い世代が掛けてくれるお陰と思うから、20歳と21歳の孫には「掛け金、しっかり掛けといてな。」と、言うんですね。年金は、自分がやったことに対してのお返しだから、孫にも十分に務めを果たしてほしいなと思います。
(香川県 宮崎 富子さん)
- 少子高齢社会だから、若い人たちは、保険料を掛けるときは苦しいかもしれないけど、ただ、「掛けてあるんだ。」というひとつの安心感って、あるんじゃないですかね。それに、実際に、年金を貰ったときの楽しみというのは、格別ですからねえ。
(愛知県 紅谷 安彦さん)
- 同年代の方でやはり年金を貰っていない方がおるわけですよ。そういう方々のことを思いますとね、やはり老後になって、収入はそうはありませんのでね。そしたらやはり若いとき、年金を積み立てて、いま貰えるようになったことは有難いなーと実感しています。
(新潟県 相田 恒雄さん)
- 年金は生活必需品じゃないですか。なかったら生活できないから、みんな無理しても若いとき掛けてたんですよ。これからは、自分で自分のことをやっていたかなくちゃならないんですから、納めるところは納めていなかったら、大変だと思いますよ。
(宮城県 渡邊 あいさん)
- 年金は、定期的に決まった額が入ってきますから、生活の心配をしなくていいんです。そして子供は、それなりに生活してますから、今のところホントに生活の不安というのがありませんね。また、自分名義のお金っていばって使えるんですね。
(福岡県 中島ユミ子さん)
- 国の年金というのは、いくら利回りが悪くたってですね、年金額を減らすなんていうことはありませんし、終身保障して頂けるし、インフレになった場合には、物価スライドをして頂けると。非常に有難い制度だなーと、いうふうに思ってますけどね。
(東京都 井内 美喜夫さん)

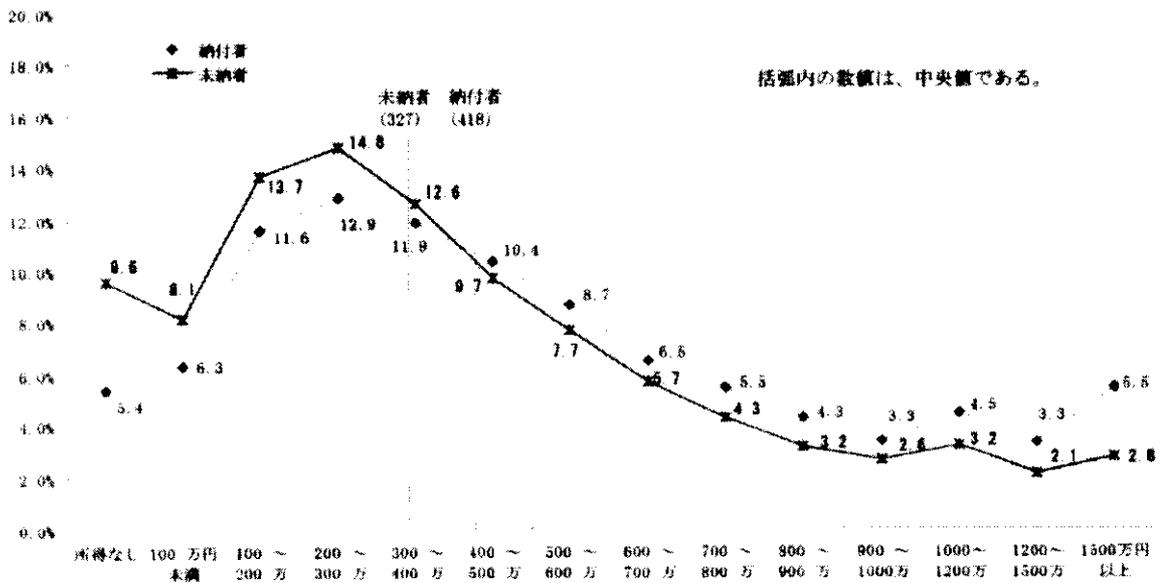
(参考) 納付者と未納者

納付者と未納者とは、所得分布状況、生命保険・個人年金の加入状況など保険料負担能力の観点からは、両者の間にそれほど大きな差は見られず、納付者となるか未納者となるかは、両者の意識の差によるところが大きいと思われる。

1. 加入者の所得等

(1) 所得状況(本人を含む世帯の総所得金額)

○ 所得分布状況を比較すると、納付者と未納者との間にそれほど大きな差はない。



(2) 生命保険・個人年金の加入状況

○ 生命保険・個人年金の加入状況を見ると、加入割合は納付者の方が高いが、未納者でも半分以上が加入している。また、加入者1人あたりの保険料月額については、納付者と未納者との間に大きな違いはない。

	加入割合	【再掲】		【再掲】		【再掲】	
		生命保険 加入割合	生命保険 保険料月額	個人年金 加入割合	個人年金 保険料月額	両方とも加入 加入割合	両方とも加入 保険料月額
納付者	73.6%	71.3%	2万4千円	25.2%	1万9千円	22.8%	4万8千円
未納者	53.9%	52.1%	1万8千円	12.7%	1万6千円	11.0%	4万1千円

2. 老後の生活設計についての意識

○ 老後の生活設計について、納付者と未納者とで大きな差が見られ、未納者は「特に考えていない」と答える者が多く、老後に対する準備の意識が低くなっている。

	公的年金	自分で働く	特に考えていない
納付者	55.0%	13.6%	9.2%
未納者	18.6%	23.3%	22.6%

Q 6 公的年金は世代間扶養というのなら、税方式の方がよいのではないか。なぜ、社会保険方式をとるのか。

【 要 点 】

1. 我が国の年金制度は、現役時に働いて得た収入から保険料を納めるという自助努力を行い、親世代の生活を支えた義務を果たした者に対して、親世代を支えた貢献の度合いである保険料納付実績に応じて、子や孫の世代から年金給付を受け取る資格が生じる、という社会全体の世代間扶養による社会保険方式を採用。
2. 社会保険方式の利点
 - ① 自助と自律の精神を基本とする我が国の在り方にふさわしい。
 - ② 保険料の納付実績が記録され将来の給付の根拠となるため、権利として年金を主張できるという安心感のある仕組み。
 - ③ 基礎年金の給付費は、今後巨額に達する見込みであることから、社会保険方式を基本とした税財源との組み合わせが最も安定的な運営方法。
 - ④ 主要先進国でも、公的年金はほぼ例外なく社会保険方式を採用。
3. 税方式の問題点
 - ① 一定の年齢が来たら、個々人の保険料拠出と連動することなく、税によって国が生活の基礎費用を一律に支給する制度（税方式）は、我が国の在り方と整合的か。
 - ② 個々人の負担の記録もなく、その記録に基づき将来の年金額を約束するという方式ではない税方式で、年金支給に必要となる巨額の費用負担について国民の合意が得られるか。
 - ③ 税方式の場合、受給時の権利性が乏しくなることから、少子高齢化に伴って負担が増大していく過程で、給付水準のカット、所得制限の導入、受給対象者の絞り込みが行われる可能性。
 - ④ これまで保険料負担をしてきた方々について上乗せの年金を支給する必要。このような過剰給付が妥当か。財源措置はどうするのか。
 - ⑤ 税方式化により事業主負担の減少及び被用者本人の負担の増加
 - ⑥ 未加入者・未納者は基礎年金を支える国民全体からみれば5%程度で、所得面でも納付者と大きな差異はない。このような者の存在を理由に、税方式に切り替えることが適当か。

社会保険方式の考え方と利点

世代間扶養の社会保険方式

- 我が国の年金制度は、現役時（主に 20 ～ 59 歳までの 40 年間）に、働いて得た収入から保険料を納付するという自助努力を行い、自らの親等その当時の高齢者（65 歳から亡くなるまで終身保障、平均で約 15 年）の生活を支える義務を果たした人について、将来、自分が高齢者になったときに、かつて高齢者に対して貢献した度合い、すなわち保険料納付実績に応じて、子や孫に当たるその時代の現役世代から、仕送りされてくる年金を受け取る資格が生じるということのことを順繰りに行う、社会保険方式を採用している。

社会保険方式は我が国の基本である自助と自律の精神に立脚

- 本来、健康で文化的な最低限度の生活は、国民の自助努力によって達成されることが基本である。
社会保険方式は、現役時に働いて収入を得て保険料を払うという自助努力を行う者に対して、その努力に応じて年金給付を行うことを基本にしており、自助と自律の精神を基本とする我が国の在り方にふさわしい。

保険料の納付記録が給付の根拠となり年金を権利として主張できる

- 現役時に働いて得た収入による保険料の納付実績が記録され、自分が高齢者になった時に、その記録が給付の根拠となり、記録に基づいて算定された額の年金が支給されることから、保険料の負担の合意が得やすく、また、後世代に対して、先世代を支えた実績を記録に残し、権利として年金を主張できるという安心感のある仕組みである。

社会保険方式を基本に税財源を組み合わせて安定的に運営

- 基礎年金の給付費は、2001 年現在約 15 兆円、2025 年には約 23 兆円（平成 11 年度価格）という巨額に達する見込みであることから、以上のような利点を有する社会保険方式を基本に、税財源を組み合わせていくことが、最も安定的に運営していく方法である。

主要先進国でもほぼ例外なく社会保険方式を採用

- 諸外国においても、税財源により、実質的に生活を保障する年金を保険料拠出に関係なく所得制限なしで支給する制度は、ニュージーラ

ンドにみられるのみである。

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなど主要先進国の制度は、すべて社会保険方式を採用している。

税方式について

- 「国民年金の未加入者、未納者が増えており、社会保険方式ではすべての高齢者に満額の基礎年金を支給することができないことから、税方式を採用すべき」との意見があるが、次のような論点がある。

自助と自律の精神に立脚した我が国の在り方と整合的か？

- ・ 「自助と自律」の精神に立脚する我が国において、国民一人一人が老後に備えて保険料を拠出するという考え方をやめて、一定の年齢がきたら、個々人の保険料拠出と連動することなく、税によって国が生活の基礎費用を一律に支給する制度（税方式）とすることは、我が国の在り方と整合的か。

税方式で巨額の費用負担に国民の合意が得られるか？

- ・ 仮に、財源を消費税に求めたとすると、現在でも基礎年金だけで消費税率 5.5%、2025 年にはこれを 9%に引き上げる必要がある。個々人の負担の記録もなく、その記録に基づき将来の年金額を約束するという方式ではない税方式で、年金支給に必要な巨額の費用負担に国民の合意が得られるか。

すなわち、少子高齢化に伴い負担の引上げを行う際に、個々人でその負担をしなければ個々人で年金がもらえない、あるいは年金額が増えないという仕組みに比べ、個々人の負担とは連動せずに、年金が給付されること及びその額が既に決まっている中で、少子高齢化に伴い後から負担だけを引き上げるというのでは、実際の合意は得られにくいのではないだろうか。

現に、この 30 年間でみた場合、国民負担の増加の多くは社会保障負担すなわち社会保険料の負担となっており、税負担とりわけ国税の負担率はほとんど変化していない。

国民負担率の推移	1970 年度		2001 年度
国民負担率	24.3%	→	36.9% (+12.6%)
うち社会保障負担	5.4%	→	14.3% (+ 8.9%)
うち税 負 担	18.9%	→	22.6% (+ 3.7%)
〔国 税	12.7%	→	13.4% (+ 0.7%)〕

給付水準のカット、所得制限の導入、受給対象者の絞り込みの可能性

- ・ 税財源による場合は、給付と負担につながりのないことから、受給時の権利性が乏しくなる。このため、少子高齢化に伴って負担が増大していく過程で、給付水準がカットされやすく、所得制限の導入や、受給対象者の絞り込みが行われる可能性があり、結果として基礎年金が「低所得者向けの老後給付」、「第2の生活保護」になるのではないか。

この場合、通常は、現役時代に収入を得て保険料を納付するという努力をした者ほど給付を受けられないということになるが、これでは、働けなくなったときに生活の水準を現役時代から大きく低下させないという年金制度ができた由縁に沿わず、国民の期待に応えられないのではないか。

これまでの保険料納付者に対する上乘せの年金支給の必要性

- ・ すべての高齢者に対して税財源により一律の給付を行う場合、これまで保険料負担をしてきた方々に対する約束を果たすために、一律の給付に加えて上乘せの年金を支給する必要があると考えられるが、そもそもこのような過剰な給付を行うことは妥当か。その場合の財源措置はどうするのか。

事業主負担の減少、被用者本人の負担の増加

- ・ 財源を消費税に求めるとすると、消費税は一般消費者が負担することから、税方式化により結果的に事業主負担の減少及び被用者本人の負担の増加につながることにどう考えるか。

未加入者、未納者のために税方式に切り替えることが適当か？

- ・ 未加入者、未納者については、基礎年金を支える国民全体からみれば5%程度であり、これらの者は所得面で納付者と大きな差異はないが、このような者の存在を理由に、現に約7,000万人が加入し、約3,000万人の高齢者の生活を支えている現行制度を税方式に切り替えることが適当か。

Q7 公的年金は基礎年金部分に限定して、報酬比例部分の厚生年金は廃止し、民営化すべきとの意見があるが、どう考えるか。

【 要 点 】

1. 年金制度の本質は、高齢期の稼働能力の喪失に対する補填にあり、退職するととたんに収入の途がなくなり、収入が大きく減少することになるサラリーマンにとっては、賃金や物価にスライドしてその時々^①の生活水準に対応できる報酬に比例した給付が重要な意味を持つ。
2. 報酬比例部分の民営化は、サラリーマンに対する保障の範囲や水準を大きく後退させることになる。
 - ①公的年金のように賃金や物価にスライドすることにより、将来におけるその時々^②の生活水準に対応した水準の給付を保障できない。
 - ②「民営化＝企業年金化」の場合、現在企業年金を実施できない中小企業などの従業員には、報酬比例部分の給付がなくなる。
 - ③「民営化＝個人拠出の私的年金化」の場合、事業主の負担がなくなり、その分従業員本人の保険料負担増となる。
3. ほとんどの主要国において、公的年金は、報酬（所得）に比例する給付を有している。

年金制度の本質は稼働能力の喪失に対する補填

- 年金制度は、高齢で働けなくなり現役時代のように収入を得られなくなること（稼働能力の喪失）に対応し、現役時代の収入の一定割合を補うこと（補填）を保障することにより、老後に大きく生活水準が下がることを防止するものである。

サラリーマンに対する報酬比例給付の重要性

- 店舗や土地等の資産をもち、かつ、ゆるやかに引退していく自営業者と異なり、サラリーマンは、退職すると途端に収入の途がなくなり、収入が大きく減少することになることから、賃金や物価にスライドしてその時々^①の生活水準に対応できる報酬に比例した給付が重要な意味を持つ。

老齢年金を受給している夫婦の現役時代の経歴別の年金と収入額をみても、サラリーマンは報酬比例の給付があることで、自営業世帯と同程度の生活が可能となっている。

主たる経歴		公的年金以外の収入	公的年金額	収入額
夫・給与所得者	妻・無職	114万円	301万円	415万円
夫・給与所得者	妻・給与所得者	182万円	300万円	482万円
夫・自営業	妻・自営業	238万円	151万円	389万円

資料：「老齢年金受給者実態調査」（厚生省年金局、平成9年）

民営化はサラリーマンに対する保障の範囲や水準を大きく後退させる

- 仮に、報酬比例部分を民営化する場合、公的年金のように賃金や物価にスライドすることにより、将来におけるその時々对生活水準に対応した水準の給付を保障できない。

現に、賃金や物価のスライドを保障する個人年金（私的年金）は存在せず、株価の低迷や利回りの低下が続く中で、企業年金等も水準の見直しを進めている。

- 民営化により、企業が拠出する企業年金として報酬比例部分を運営するのであれば、現在企業年金を実施できない中小企業などの従業員には、報酬比例部分の給付がなくなることとなる。

また、民営化により、個人拠出の私的年金として報酬比例部分を運営するのであれば、事業主の負担はなくなり、その分従業員本人の保険料負担増につながる。

- いずれにしても、報酬比例部分を民営化することにより、サラリーマンに対する保障の範囲や水準が大きく後退することになる。

ほとんどの主要国において、公的年金は報酬比例部分を有している

- ほとんどの主要国において、公的年金は、報酬（所得）に比例する給付を有しており、サラリーマンに対しては、我が国の年金制度のいわば2階部分に相当する部分が保障されている。

Q 8 40年保険料を納めて支給される基礎年金の額が、保険料を納めずにもらえる生活保護額よりも低いのはおかしいのではないか

【 要 点 】

1. 本来、健康で文化的な最低限度の生活は、国民の自助努力によって達成されることが基本。
2. このような考え方の下、年金制度は、現役時代に働いて収入を得て、自立した生活に必要な一定の生活基盤を構築している者を念頭に置いて、現役時代の保険料納付実績に見合った年金を、受給時の個々の生活状況に関わりなく一律に支給するもの。
3. これに対し、生活保護は、年金を含めて、資産や能力その他あらゆるものを活用しても、健康で文化的な最低限度の生活水準に至らないときに、その不足分に限って税を財源に支給される救済的な性格を持つもの。年金のように、どのような状況でも一律に支給されるものではないし、保護費を自由に貯蓄して、旅行をしたり、ぜいたくといえるような商品を好きに買うこともできない。
4. このように両制度の目的は異なるので、基礎年金で、全く身寄りも生活基盤もない単身の高齢者が最低限度の生活ができる生活保護基準に相当する給付を、誰に対しても行わなければならないという考え方はとり得ない。一方、生活保護は、最低限度の生活水準に対する不足分に限って支給されるものであって、誰でも基礎年金よりも高い給付をもらえるものではない。

自助努力によって達成されることが基本の「健康で文化的な最低限度の生活」

- 本来、健康で文化的な最低限度の生活は、国民の自助努力によって達成されることが基本であり、老後の生活についても、公的年金を中核としつつ、勤労収入や私的年金、貯蓄等の自助努力を組み合わせ、必要な費用を賄うことを基本におくべきである。

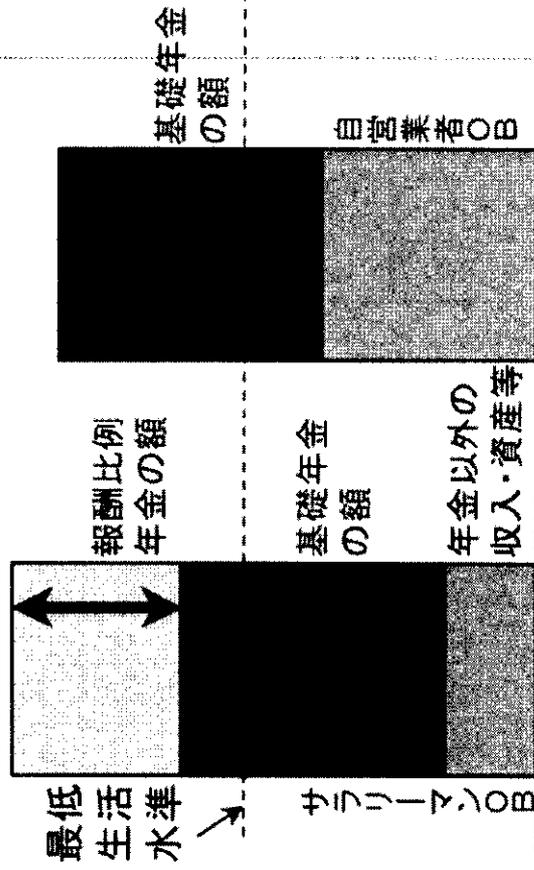
年金：自立生活の基盤を構築している者に対する一律の給付

- このような考え方のもと、公的年金は、現役時代に働いて収入を得ていたものが、高齢により収入を失うことを補填する予防的な性格を

(参考2) 年金と生活保護

① 年金の額

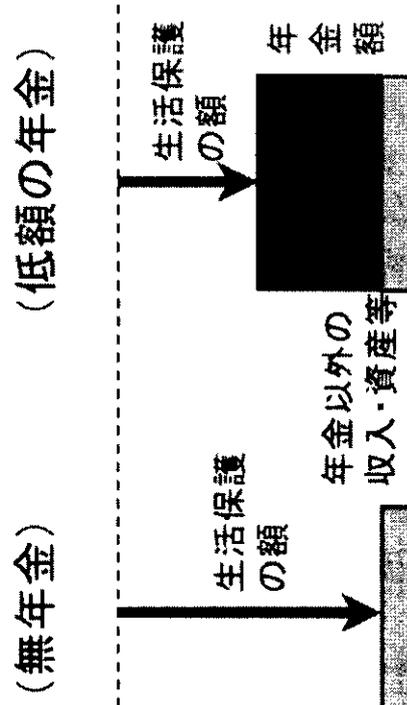
その他の収入や資産に関わりなく一律に支給



調査はない

② 生活保護の額

まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等を活用が優先



資力すべてを厳格に調査